

業務委託仕様書

1 業務名称

「福利厚生×出会い応援」官民連携事業業務

2 委託業務の概要

富山県の婚姻件数は、近年では平成10年をピークに減少傾向が続いている。令和5年に行った県の意識調査では、現在結婚していない若者の約8割が将来結婚することを望んでいる一方、未婚率は上昇している。また、現在結婚していない理由としては、「適当な相手にめぐり会わない」が最も高くなっている。

これらの現状を踏まえ、官民一丸となって、若い世代の未来を応援する社会づくりの一環として、従業員の真剣な出会い・結婚を応援する企業等を支援するため、福利厚生サービス等により企業等の従業員が利用できるマッチングシステム（以下「システム」という。）を構築し、実効性のある出会い・結婚支援に取り組むもの

（以下の項目において、「委託者」は「富山県」を、「受託者」は「委託者」により直接本委託業務を受託した者」をそれぞれ示すものとする。）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 スケジュール

- (1) システム構築完了予定時期：令和8年2月27日（金）まで
- (2) システム利用開始：令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の内容

システムの構築、管理・運営等に係る業務の一切について、行うものとする。

業務の実施にあたっては、「「福利厚生×出会い応援」官民連携事業業務に係る公募型プロポーザル」で企画提案があった内容を基本に、委託者と受託者が協議して決定する。

(1) システムの構築

① 基本方針等

- ・企業等の従業員同士がシステム内でメールやチャット等（以下「チャット等」という。）で気軽に交流できる仕組みとすること。
- ・システムの名称については、原則委託者により決定することとするが、受託者による提案も可能とする。

② 機能

システムの主な機能については、以下のとおりとする。

ア AIによるマッチング

- ・利用会員自身のプロフィールや相手への希望条件、性格等を入力させ、これらの情報からマッチング（相性が良いと考えられる相手を紹介）適合

度をA I（あるいはそれに類似する機能）が分析し、マッチングする機能を有すること。

イ 利用会員専用ページ

- ・マッチングにより、利用会員が希望する場合、相手とシステム内でチャット等で交流ができること。

ウ その他

- ・利用会員数（退会者数を含む）、チャット等継続率（利用会員同士のチャット等が複数回継続している率）、デート実施率（利用会員同士がチャット等により実際にデートに至った率）等のシステムの利用状況が把握できること。

※チャット等継続率、デート実施率を高めるための創意工夫を提案すること

エ 不正行為の防止

- ・利用会員がシステムにログインする際、不正行為の防止及び安全性の確保を目的として、必要な認証機能を備えること。
- ・なりすましや詐欺、勧誘等の不正行為を防止するために、A Iを活用した不正検知システムの導入や管理者への通報機能を用意する等、利用会員が安心安全にチャット等ができる仕組みとすること。

③ システムの運用基盤要件

【基本的な考え方】

ア 利用者本位のサービス

- ・原則として、24時間365日利用可能であること。
- ・構築するシステムは、簡単かつ直感的に操作できるもので、ヘルプ機能やナビゲーション機能を充実させ、ユーザビリティに配慮した操作性に優れたものであること。

イ システム方式等

- ・システムはスクラッチ開発又は受託者が提供する既存システムの活用のいずれも可とする。
- ・システムはクラウドベースで運用されることを前提とし、アプリケーションに関連する機能及びデータ管理が主にクラウド環境上で実施されること。これにより利用者が常に最新の環境でアプリを利用できるようにすること。
- ・Googleプレイ、Appストアにて無償で入手可能となるように公開すること。（Android及びiPhoneで利用可能なアプリケーションソフトウェアとすること。）

また、システムの利用はシステム利用対象者に限るよう設定すること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

- ・システム障害やセキュリティインシデントが発生した場合、1時間以内に委託者に報告するとともに、1日以内に暫定対応を行い、迅速な復旧を目指すこと。

エ ピーク時の同時アクセス数

- ・同時利用者数は、200人以上とし、同時アクセスは200人のリクエストに対応すること。

オ ライフサイクルコスト

- ・システム運用後のコストを安価にし、かつ機器更新や利用環境変更への対応等、極力追加コストが発生しないシステムとすること。

④ セキュリティ要件

- ・通信経路が暗号化されていること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
- ・クラウド上のデータ保管場所（ストレージ）は日本リージョンであること。
- ・個人情報保護法、その他関係法令に準拠していること。
- ・本サービスの障害時におけるデータ復旧の体制が整っていること。
- ・サービスの監視を常に行い、システム停止などの重度な障害が発生した場合は速やかに通知すること。
- ・ファイアウォール等を構築し、不要なアクセスは遮断すること。
- ・接続元 IP アドレス制限ができること。
- ・サーバ及びネットワーク機器等は、24 時間の監視がなされ、不正侵入や不正利用等が疑われる場合は原因調査・追跡が可能であること。

⑤ 認証基準等の要件

- ・次のいずれかの認証基準を満たすこと。^{*}
 - ア ISMAP サービスリストに登録されていること
 - イ LGWAN-ASP サービスに登録されていること
 - ウ 提供サービスが ISMS27001 または ISMS27017 認証を受けていること
- ・利用規約が明示されていること。
- ・通信が暗号化されており、443番ポートのみでの通信が可能であること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。
- ・ユーザアカウント、パスワード等によるアクセス制限を行っていること、またログイン画面ページ URL が暗号化されていること。
- ・サービスを提供する設備は日本国内に設置されているものとするほか、本県が保有する情報については、他の利用者と分離して格納されること。
- ・サーバに格納される情報は原則として暗号化されていること。なお、暗号化されていない場合は、相応のセキュリティ対策が取られていることについて、事前にシステム責任者の承認を得ること。
- ・クラウドサービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけではなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。
- ・契約終了時および契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄に当たっては、その情報を復元できないように処置したうえで廃棄すること。
- ・サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策が明確にされていること。

- ・必要に応じて、本県が実施するセキュリティ監査（立ち入り監査またはチェックリストの回答・SOC2 保証報告書の提出等）を受け入れられるものであること。

※本プロポーザル時点で認証基準を満たしていない場合は、システム利用開始までに満たすこと

⑥ テスト実施要件

- ・受託者は、本システムの構築過程において適切なテストを実施し、計画、結果について委託者に報告すること。

作業内容	要件
テスト計画	受託者はシステムのテストを行う前に、テスト方針、手順、環境、開始・終了条件等について委託者に説明すること。
テスト環境	システムのテストに必要な環境は、受託者の負担と責任において準備すること。また、総合テスト、本番運用リハーサルについては、本番環境と同等の環境を用いて実施すること。
単体テスト	開発したモジュール単位でプログラムが正常に動作することを確認すること。
結合テスト	①パッケージシステムをカスタマイズした場合、パッケージ標準部分が要件とおりに動作すること。 ②開発した機能及びサブシステムが連携対象のシステムと正常に連動して動作すること等のテストも行うこと。
総合テスト	テストを実施する前に、テスト実施に必要な前提条件や使用するデータ、テスト結果を検証する際に必要な想定されるテスト結果等を明記したテスト実施手順書を作成すること。
本番運用リハーサル	リハーサルの実施方法については別途協議する。 (原則、受託者側の人員をもって実施する。)

(2) システムの管理・運営等

① 構築したシステムの管理・運営

- ・システムの管理・運営を行うこと。システム利用の基本的な流れ等は、別紙のとおりとすること。

② 利用企業等の募集

- ・システムの利用について県内企業等に、経済団体や業界団体と連携する等により広く募集を行うこと。

なお、システムを利用する企業等（以下「利用企業等」という。）の目標数は100社以上とすること。

- ・募集に必要なチラシを作成すること。（詳細は以下のとおり）

ア チラシの作成

- ・レイアウト・デザイン
- ・写真、イラストの収集、作成

イ チラシの規格等

- ・サイズ A4カラー・タテ（両面）

ウ 納期等

- ・納期 令和7年11月（予定）
- ・納品先 富山県知事政策局 人口未来課
- ・納品物 チラシのPDFデータ

③ 利用企業等へのシステム利用案内

- ・利用企業等に利用方法を案内すること。

なお、利用企業等の利用申込対応及び利用要件に係る審査は、委託者が実施するものとする。

④ 利用会員登録審査

- ・利用会員になろうとする者への審査（システム利用対象者*の要件を満たしているかどうか）を行うこと。

※システム利用対象者

- ・利用企業等の従業員で真剣な出会い・結婚を希望する18歳以上の独身者

⑤ 利用会員へのシステム利用案内

- ・④の審査の結果、要件を満たしている場合、利用会員としてシステムに登録し、利用方法を案内すること。

⑥ 利用料金徴収に関する業務

- ・委託者が別に定める利用料金を利用企業等及び利用会員から徴収すること。（クレジットカード等による支払いに対応すること。）なお、徴収した利用料金はすべて、システムの管理・運営等に係る経費に充当すること。
- ・徴収した利用料金について、必要な帳簿を作成すること。
- ・利用料金を減免する場合は、事前に委託者と協議すること。
- ・委託者が必要があると認めるときは、利用料金徴収の事務について、委託者による監査に応じること。

⑦ 問合せ対応業務

- ・利用企業等や利用会員等からの問合せに対応すること。対応は、メールでのやり取りを基本とするが、電話での対応もできるように体制を整えること。

⑧ システム専用WEBサイトの作成・管理

- ・システムの利用案内や利用会員登録手続き等を行うための専用WEBサイトを作成すること。また、作成したWEBサイトの管理・運営を行うこと。

【利用会員登録手続き等の詳細】

- ・利用会員になろうとする者が、利用会員規約や今後の手続きについて確認

できる仕組みとすること。

- ・利用会員登録に必要な個人情報（内容については別途委託者と協議）の入力や登録に必要な証明書類（詳細については別途委託者と協議）を、電子データで取り込みアップロードできること。その際、スマートフォンで撮影した写真をそのまま取り込めるなど、登録に負担のかからない仕組みとすること。
- ・利用会員登録の解除（退会）手続きができること。
- ・管理者が利用会員の登録、変更、登録解除等の管理ができること。
- ・管理者のアクセスログを保存すること。（委託期間終了後1年間）

⑨ その他

- ・システムに関する苦情やトラブル等が発生した場合は、迅速かつ適切に処理し、その内容及び処理状況を速やかに委託者に報告すること。
- ・システムの利用を検討している県内企業等や利用企業等の従業員からの問い合わせに対応すること。
- ・次年度以降の本システムの保守および運営については、委託者と受託者との協議により内容を決定するものとする。

⑩ 業務報告

- ・業務の実施状況（利用企業等の数、利用会員数、チャット等継続率、デート実施率等）を集計・分析した結果を毎月、委託者へ報告すること。
なお、必要に応じて委託者が例月報告以外のデータの収集や提供を求めた場合は、その該当データを提出すること。

6 実施計画書の提出

- （1）受託者は、本業務を実施することに先立って、実施体制、実施方法、スケジュール等を記載した実施計画書を作成し、委託者に提出し、委託者の承認を得なければならない。実施計画書を変更する場合も同様とする。
- （2）委託者は、受託者から提出された実施計画書に対して、必要な指示をすることができる。

7 業務運営体制

受託者は、本業務を実施するに当たり、以下の業務を担当する責任者1名を配置すること。ただし、専任である必要はない。

- （1）本業務の運営・管理及び委託者との連絡調整
- （2）本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- （3）業務全体の進捗管理
- （4）その他本業務の運営上必要と認められる事項

8 システムの構築に係る成果品及び検査完了条件

（1）納入成果物一覧及び納入期限

各成果物については、納入期限までに委託者に提出し承認を得ること。承認後

納入期限までに必要な追加、修正を行うこと。

成果物名称	内容	納入期限（予定）
実施計画書	実施体制、実施方法、準備作業の計画等をまとめたもの	契約締結後10日以内
システム仕様書	システム構成の概要や機能の詳細等を取りまとめたもの	契約締結後 1 か月以内
テスト計画書	稼働テストの計画をまとめたもの	テスト開始時
テスト結果報告書	稼働テストの成績をまとめたもの (事前にテスト項目について委託者の了承を受け、その内容に基づく結果報告書を提示すること。)	テスト終了時
操作説明書 (管理者向け、利用者向け)	管理者用の操作説明や、その他本サービス利用のために必要な操作説明をまとめたもの	システム稼働開始前
設計書	基本設計書、画面遷移図、DB設計書、詳細設計書一式 (既存システム等の場合は、機能一覧等の資料での代替も可)	システム稼働開始前
進行管理表	本業務の進行管理をまとめたもの	適時
課題管理表	本業務の課題をまとめたもの	適時
議事録	提出後の実施計画や実施体制を変更する場合、打ち合わせ内容をまとめたもの	会議後一週間以内
業務完了報告書	本業務を実施し、完了したことをまとめたもの	業務完了後速やかに
その他	本業務で生じた資料のうち委託者が指示する資料一式	適時

(2) 納入形態と部数

成果物の納入形態と部数は原則として下表のとおりとする。性質上、納入形態が下表にそぐわない成果物については、別途協議のもと決定する。

種別	部数	備考
紙媒体	2	・原則としてA4版の用紙を使用し、種類別にチューブファイル等に収め、背表紙等にはタイトルを記載すること
電子データ	2	・CD-ROM等の電子媒体で提出すること。電子媒体の表面には収録内容のタイトルを記載すること。 ・図面等、Officeに拠らないものは委託者との協議の上ファイル種別を決定すること。

(3) 納品場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県知事政策局企画室人口未来課

(4) 検査について

システムの公開については、委託者の立ち会いのもとで、内容及び動作の確認を実施した上で開始する。

また、令和8年3月31日までにすべての業務を完了したうえで、納入物品及び業務完了報告書を提出し、委託者の実施する検査に合格したことをもって業務完了とする。

9 秘密の保持等

- ・受託者は、富山県庁情報セキュリティポリシー、富山県庁情報セキュリティ対策基準、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関連法令等を遵守すること。これらの法令等に抵触する行為または事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、委託者に報告し、委託者の指示のもと速やかに対応すること。
- ・受託者は、委託業務の実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うものとする。
- ・受託者は、委託業務の実施における委託者の秘密の保持に関し、別紙様式による誓約書（業務委託契約書の規定による再委託又は再々委託の承認を受けた場合における当該再委託又は再々委託の相手方の誓約書の写しを含む。）を委託者に提出するものとする。
- ・受託者は、委託業務の実施における委託者の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に、別紙様式による誓約書（再委託等の相手方の全ての業務従事者の誓約書の写しを含む。）を提出させ、その写しを委託者に提出するものとする。
- ・受託者は、委託業務の実施における委託者の秘密の保持に関し講ずる措置に関する方針及び内容について、あらかじめ書面（再委託等の相手方の書面の写しを含む。）により委託者に提出し、その承認を得なければならない。
- ・受託者は、前各項の実施に関し、派遣社員等その雇用形態を問わず全ての委託業務の従事者を対象としてこれを行うものとする。

10 セキュリティ確保

- ・受託者は、テストの実施に際し、原則個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合には、委託者の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならない。

11 スケジュール

システムの導入から運用開始に至るまでの基本スケジュールを以下に示す。受託者は、下表に基づき本業務の詳細スケジュールを作成の上、実施計画書に記載すること。

時期	内容
令和7年9月上旬（契約締結後）	実施計画書、システム仕様書の提出 システム構築業務開始
令和7年12月～	システム利用企業等の募集開始
令和8年2月	〃 構築完了、稼働テスト
	〃 利用者受付開始
令和8年3月2日（月）	〃 利用開始

12 その他

- (1) この事業は、国の補助金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する委託者の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (2) 仕様書に記載された業務に加え、本プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること。
- (3) 本業務により作成された成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原則として委託者に帰属する。ただし、受託者が当該著作権等を譲渡できない特段の理由がある場合は、あらかじめ委託者に文書で申し出て、その承諾を得るものとする。詳細については、受託者と協議し、確定させるものとする。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (6) 本仕様書はプロポーザル用であり、業務内容については、今後変更の可能性がある。

13 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報の本事業以外で利用しないこと。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合やこの仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が必要に応じて協議のうえ決定するものとする。